

小型家電・家庭用家電4品目 及び金属類資源ごみの 収集を行います！！

実施日 10月25日(土)

受付時間 午前8時30分～午前11時

収集場所 東栄町役場職員駐車場
(旧東栄中グラウンド)

対象品目 金属類資源・小型家電・
家庭用家電4品目



注意点

- 家電4品目とはエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機です。
- 家電4品目の回収には郵便局で料金払込済の『家電リサイクル券』が必要です。

詳しくは同封したチラシをご覧ください。

問合せ先▶生活環境課 ☎76-0504

国勢調査の回答はお済みですか？ 回答は10月8日までお願いします

すでに提出いただいた方につきましては、ご回答ありがとうございます。

まだお済みではない方は、お手元の調査書類をご確認の上**10月8日まで**にご回答をお願いします。

回答方法

1. インターネットで回答
2. 紙の調査票を記入して郵送で回答
3. 紙の調査票を記入して調査員へ直接提出

万一調査書類が届いていない場合や、追加の調査票が必要な場合（5人以上の世帯など）は、総務課へご連絡ください。



問合せ先▶総務課 ☎76-0501

イベント開催時の備品の 貸出を行っています

町内で開催するイベントや花祭などの祭礼等を対象に、役場で所有しているイベント用備品の貸出を行っています。貸出を希望される方は、役場経済課までお問い合わせください。

貸出可能な物品等

テント、長机、長イス、パイプイス、カラーコーン、非接触体温計、ポータブル蓄電池、コードリール、足踏式消毒液ポンプスタンド※、誘導棒、無線機、立て看板、折りたたみ式ゴミ箱、大型扇風機 など

※消毒液につきましては、各自ご用意ください。



※上記以外にも貸出可能な備品がありますので経済課にご相談ください。
※各備品は数に限りがあります。ご希望に沿えない場合がありますのであらかじめご承知おください。

問合せ先▶経済課 ☎76-1812

10月は「クリーン排水推進月間」と 「浄化槽強調月間」です

愛知県では、毎年10月を「クリーン排水推進月間」及び「浄化槽強調月間」と定め、家庭での生活排水対策や浄化槽の適正管理などを呼びかけています。生活排水対策は、ひとりひとりの取組が鍵となります。大切な水環境を守る取組を続けていきましょう。

●身近な生活排水対策

- ・食べ残し、飲み残しを減らす
- ・三角コーナーや水切りネットで汚れを取り除く
- ・廃食用油回収を利用する
- ・使用済み油は新聞紙などに吸わせて可燃ごみとして捨てる
- ・食器洗いの前に汚れを新聞紙などで拭き取る
- ・洗剤は適量を使う

●浄化槽の適正な管理

浄化槽を管理する方は、法令により「保守点検」・「清掃」を実施し、「法定検査」を受けなければならないとされています。浄化槽を適正に管理し、長く大切に使用しましょう。

●保守点検・清掃が可能な業者

愛知県ウェブサイトから確認できます▶

●法定検査申し込み先

(一財)中部微生物研究所 ☎0533-76-2228



問合せ先▶生活環境課 ☎76-0504